

人材開発支援助成金 特別育成訓練コース

正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの有期契約労働者等の正社員転換又は処遇改善を目的として、事業主が、有期契約労働者に対して、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成されます

OFF-JT分の支給額

eラーニング・通信制による訓練及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。

| 支給対象となる訓練 | 賃金助成 | | 経費助成 | | | |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------|-------------|--------------|-------------|
| | 通常 | 生産性要件を満たす場合 | 正社員化した場合 | | 非正規雇用を維持した場合 | |
| | | | 通常 | 生産性要件を満たす場合 | 通常 | 生産性要件を満たす場合 |
| 一般職業訓練 有期実習型訓練 ()内は大企業の額 | 760円 (475円) | 960円 (600円) | 70% | 100% | 60% | 75% |

OJT分の支給額

| 支給対象となる訓練 | 実施助成 (1人1コース当たり) | |
|-----------------------|---------------------|----------------|
| | 通常 | 生産性要件を満たす場合 |
| 有期実習型訓練 ()内は大企業の額 | 10万円 (8万円) | 13万円 (12万円) |

その他限度額/回数制限

- ◆賃金助成限度額(1人1訓練当たり)
1,200時間(中長期的キャリア形成訓練は1,600時間)
- ◆1事業所の支給限度額(1年度当たり)
支給申請日を基準として1,000万円が限度額となります。
- ◆訓練等受講回数の制限
【一般職業訓練】
同一の事業主が同一の労働者に対して原則年度1回
【有期実習型訓練・中長期的キャリア形成訓練】
同一の事業主が同一の労働者に対して1回

同一の対象労働者に対して、同一年度に一般職業訓練、有期実習型訓練を支援することはできません

経費助成限度額

| 支給対象となる訓練 | 20時間以上100時間未満 | 100時間以上 200時間未満 | 200時間以上 |
|---------------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 一般職業訓練 有期実習型訓練 ()内は大企業の額 | 15万円 (10万円) | 30万円 (20万円) | 50万円 (30万円) |

対象となる訓練

有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換、または処遇を改善することを旨として実施するもので、以下①と②のいずれかの訓練です。

① 一般職業訓練

- 1コース当たり1年以内の実施期間であること
- 1コース当たり20時間以上の訓練時間数であること
- 次のa.bのいずれかに該当する訓練であること

a. 事業内訓練

- 自社で企画・主催・運営する訓練計画により、社外より招へいする部外講師により行われる訓練等
- 自社で企画・主催・運営する訓練計画により自社従業員である部内講師により行われる訓練等
- 事業主が自ら運営する認定職業訓練

b. 事業外訓練

- 社外の教育訓練機関に受講料を支払い受講させる訓練等

② 有期実習型訓練

正社員経験が少ないパートやアルバイトなどの有期契約労働者に、正社員転換を目的として、ジョブ・カードを活用し、OJT(実習)とOff-JT(座学等)とを効果的に組み合わせて行う訓練